

大人の「あなた」を支えるのは
子ども時代の「あなた」です

第2次下郷町子ども読書 活動推進計画



令和3年3月
下郷町教育委員会

第2次下郷町子ども読書活動推進計画 目次

はじめに……………P1

第1章……………第2次下郷町子ども読書活動推進計画策定にあたって……………P2

1. 計画策定の背景

- (1) 国の動向
- (2) 福島県の動向
- (3) 社会情勢の変化

2. 下郷町子ども読書活動計画の具体策に係る成果と課題……………P5

- (1) 保育所における読み聞かせ読書活動の推進
- (2) 小・中学校における読書活動の推進
- (3) 地域や家庭における読書活動の推進
- (4) 広報・啓発

第2章……………推進計画の基本方針及び具体的な取り組み……………P12

1. 第2次下郷町子ども読書活動計画の基本的方針

- (1) 計画の基本的な考え方
- (2) 基本方針
- (3) 計画期間
- (4) 基本方針の具体策
 - 基本方針1
 - 基本方針2
 - 基本方針3

第3章……………計画の推進及び数値目標……………P20

- 1. 計画の推進
- 2. 計画の進行管理

第2次下郷町子ども読書活動推進計画数値目標

用語解説……………P22

資 料……………P24

はじめに

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を刺激するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠かせないものです。特に読書は全ての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を、生涯を通じて身に付けていくためにも極めて重要です。

さて、下郷町子ども読書活動計画が平成22年7月に発行され、今年度で10年目を迎えました。その間にさまざまな社会情勢が変化し、読書離れも懸念されております。

その原因のひとつとなっているのが、スマートデバイスの発展ではないでしょうか。一人1台の携帯電話が当たり前となり、一昔前までは本を手にする時間が、今では携帯電話となっているのが現状です。

スマートデバイスはとても便利で、調べたいことがあれば、検索に入力し簡単に答えを知ることができます。その中には、真実であったり偽りであったり、内容はさまざまです。

情報化社会になっている現在ですので、メディアコントロールをしつつ、便利なものは上手に利活用いただければ幸いです。その中で、読書には読書の魅力が大いにあります。その魅力を子どもたちに気付いてもらえるような取り組みを、本計画でサポートできますことを心より願うものです。

そのためには、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境整備が推進されなくてはなりません。生涯にわたって誰でも、どこでも、いつでも本を手にとれるような環境づくりを含め、地域や町全体で読書活動を推進できるよう、ここに第2次下郷町子ども読書活動推進計画を策定するものです。

将来を担うかけがえのない子どもたちのために本計画を基本として、自主的な読書活動ができますよう、皆さまのご協力をいただきながら計画の推進に努めて参りたいと思います。

結びに、本計画策定にあたり、ご協力をいただいた関係者の皆様に御礼申し上げますとともに、子どもたちの豊かな心が育成できることを切に願いまして、あいさつとさせていただきます。

令和3年3月

下郷町教育委員会教育長 星 敏恵

第1章・・・第2次下郷町子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に設立しました。

子どもの読書活動の推進に関する法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表し、4月23日を「子ども読書の日」とすることが示されました。

それに基づき、平成14年8月に基本計画（第一次基本計画）、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画が定められました。

第三次基本計画期間中には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第四次基本計画が策定されました。

また、文部科学省において、平成29年度からの5年間を期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、学校図書館図書標準達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充が図られています。

(2) 福島県の動向

福島県においては、平成16年3月に、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組を推進してきました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、子どもがすべき施策の方向性をまとめた「第二次福島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

平成27年2月には「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念とする「第三次福島県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

また、県内市町村においても、第三次計画期間中の平成31年2月現在、県

内全ての市町村で、子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子どもの読書活動推進に向けた取り組みの体制が整いつつあります。

（３）社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、年々変化しており、本計画の推進にあたり、留意すべき事項として以下のものがあげられます。

①新学習指導要領の全面実施

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成２８年１２月２１日）において、全て教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

本答申を踏まえ、学習指導要領が改訂され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等が公示されました。それらの指導要領においては、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されています。

②図書館法・学校図書館法の改正

平成２６年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、学校司書の法的位置付けが明確化されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の有り方について検討が行われ、平成２８年１０月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられました。

さらに、同年に、学校図書館の運営上望ましい基準を定めた「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識や技能を習得できる科目等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省において作成されました。

③情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。内閣府が実施した「青少年のインターネット利用環境実

態調査」の結果によると、インターネット利用者のうちスマートデバイスの利用率は、小学生（40.7%）、中学生（65.8%）、高校生（94.3%）となっています。

さらに子ども専用のスマートデバイスの所有率は、小学生（35.8%）、中学生（78.0%）、高校生（99.4%）となっています。

平成31年に実施した町のアンケート結果では、自分専用のスマートデバイスを持っている児童・生徒は、小学生（37%）、中学生（74%）となっています。持っていない児童・生徒で自分専用が欲しいと答えた方が小学生（32%）、中学生（50%）となりました。

また、1日の利用は小学生、中学生ともに、1時間以上2時間未満が4割以上を占める結果となりました。

これは、利用率、専用率からも子どもたちにスマートデバイスが浸透していることが分かります。それとともに、SNS等の情報通信手段（コミュニケーションツール）が多様化していることも、子どもたちの生活習慣に影響をもたらしています。



2. 下郷町子ども読書活動計画の具体策に係る成果と課題

(1) 保育所における読み聞かせ読書活動の推進

園児は、誰でも絵本の読み聞かせを楽しみ、絵本を見ることに興味を持ちます。しかし、それを提供する側がその絵本の持つ教育的価値やストーリーの持つ奥深さを理解していない場合は、深い感銘や豊かな感性を育むことにはなりません。したがって、幼児教育にあたる保育士や教師は、子どもと同様に豊かな感性を持っていることが求められます。

町教育委員会では、子どもの豊かな想像力を育むために、読み聞かせ側を対象とした研修会を計画し、指導技術の向上を図ります。

<具体策>

- ①保育の時間に読み聞かせを行い、ボランティア団体などと連携して絵本にふれ合う機会の充実を図ります。
- ②保育所施設内に図書コーナーを設置するなど、本にふれやすい環境づくりに努めます。
- ③保護者へ絵本の貸し出しを積極的に行います。
- ④たより等で保護者への読書活動の広報・啓発を推進します。

<成 果>

- ①平成27年度より町内保育所では、町学校図書館ボランティアの会による読み聞かせを月1回程度実施しました。
- ②しもごう保育所では、地域子育て支援センターと連携しており、絵本の設置をしています。また、各クラスごとにカラーボックスを設置し、園児たちが本にふれやすい環境づくりに努めています。
湯野上保育所では、園児たちが目に付くように本棚を設置しています。数年前まで玄関に図書コーナーを設置していましたが、現在は撤去しています。
- ③町内両保育所では、絵本の貸し出しを行っています。しもごう保育所では、地域子育て支援センターと連携しており、湯野上保育所では、貸出を実施していますが、近年保護者への周知はできていない現状となっています。
- ④しもごう保育所内にある地域子育て支援センターにおいて発行している「支援センターだより」にて、おすすめの本などを紹介し、周知・啓発に努めていきます。
湯野上保育所では、特に実施していません。

(2) 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校の年代は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。

小学校においては、基礎的な読書能力や習慣が身に付いてくるのがこの時期でもあります。

中学校においては、読書をととして主人公の生き方に深く感銘したり、判断したりする能力が芽生え、さらに情景や背景を想像したり、主人公と自分の生き方を照らし合わせたりしながら読みを深めるなど、成人としての読書水準に近づく時期でもあります。

本町各小・中学校においては、朝の一斉読書などの時間を設けており、児童・生徒が主体的に取り組む読書活動を進めています。

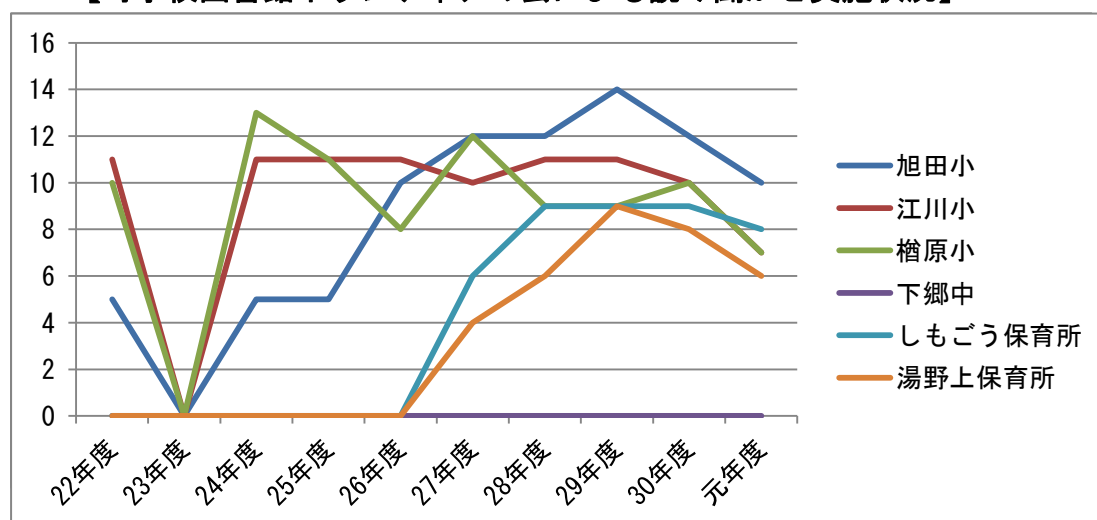
<具体策>

- ①読み聞かせにより本に親しむことを増やし、ふれあう機会を多くします。
- ②各小・中学校間の連携を図り、ボランティアの会、PTAとも連携を図りながら、おはなし会や読み聞かせ等の事業を推進します。
- ③子どもの読書に対する奨励活動を行い、調査などを加えながら読書意欲の向上を目指します。
- ④図書だよりを発行したり、新刊図書を紹介したりして、保護者に対しても情報提供や啓発を行います。

<成 果>

- ①及び②の具体策の成果は下記のとおりです。(保育所を含む)

【町学校図書館ボランティアの会による読み聞かせ実施状況】



※平成 23 年度は実績不明 ※保育所は平成 27 年度より開始

③に関わる調査結果は下記のとおりです。

【町児童の 1 カ月の読書冊数（平均）】

単位：冊

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計平均
平成 21 年	10. 2	12. 2	9. 3	10. 4	7. 1	11. 1	10. 1
令和 2 年	64. 9	22. 2	16. 8	13. 5	12. 4	10. 1	23. 3

※小数点第 2 位以下切り捨て

【町生徒の 1 カ月の読書冊数（平均）】

単位：冊

	1 年生	2 年生	3 年生	合計平均
平成 21 年	1. 7	2. 1	1. 1	1. 6
令和 2 年	3. 9	3. 7	1. 8	3. 1

※小数点第 2 位以下切り捨て

④令和 2 年度の調査によると、町内に小・中学校は 4 校ありますが、発行は 1 校となっています。

（３）地域や家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもにとって最も安心して生活できる居場所です。また家庭は、子どもが家族の一員として共同生活を営むうえで欠かすことのできない憩いの場所でもあります。このように潤いのある家庭の中で、親や家族が心を込めて本を読んであげることは、子どもにとって楽しく幸せな時間であると同時に、親と子が心ふれあう大切な時間でもあります。こうして、親と子の絆は深められ子どもは豊かに成長していきます。

地域においては、伝統行事や公民館における子どもを対象とした事業等をおして、子どもの健やかな成長に資することが求められています。このような家庭や地域における子どもとの関わりをおして、読書活動を進めるための基盤づくりに努めていくことが今後必要であります。

町教育委員会では、子どもの読書習慣を培うのは家庭であることに着目し、乳幼児からの読み聞かせ活動と親子読書を奨励し、家庭における読み聞かせ読書活動への理解と関心を高め、その実施のための啓発に努めます。

また、地区公会堂等においては蔵書の整備を図るとともに、子どもの読書活動に関する行事を企画するなど、家庭と地域が協力して読書活動の推進にあたるように努めます。

I. 田沼文蔵記念館における読書活動の推進

町の中心地にある田沼文蔵記念館は、小・中学生はもちろんのこと、町民にとって立ち寄りやすく活用しやすい立地条件にあるので、読書活動の拠点として整備することが喫緊の課題です。

<具体策>

- ①読み聞かせや語り部を開催し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ②図書館だよりを発行し、新刊情報やおすすめの本の紹介、休館日等の情報を提供します。
- ③子どもたちや町民が利用しやすいよう、施設の整備充実を図ります。
- ④あづま号や団体貸し出しの利用により、貸受図書を提供して、子どもたちや町民サービスの向上に努めます。

<成 果>

- ①家庭での読み聞かせ状況については不明です。児童・生徒の家庭での読書冊数については、下記のとおりです。その他、田沼文蔵記念館では、不定期ですが語り部を開催した実績もあります。

【児童が家庭で読んだ本の冊数（平均）】※令和2年度参考

単位：冊

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	平均冊数
1カ月の冊数	64.9	22.2	16.8	13.5	12.4	10.1	23.3
内、家庭にて	12.3	7.1	7.2	9.5	7.0	3.1	7.7

※小数点第2位以下切り捨て

【生徒が家庭で読んだ本の冊数（平均）】※令和2年度参考

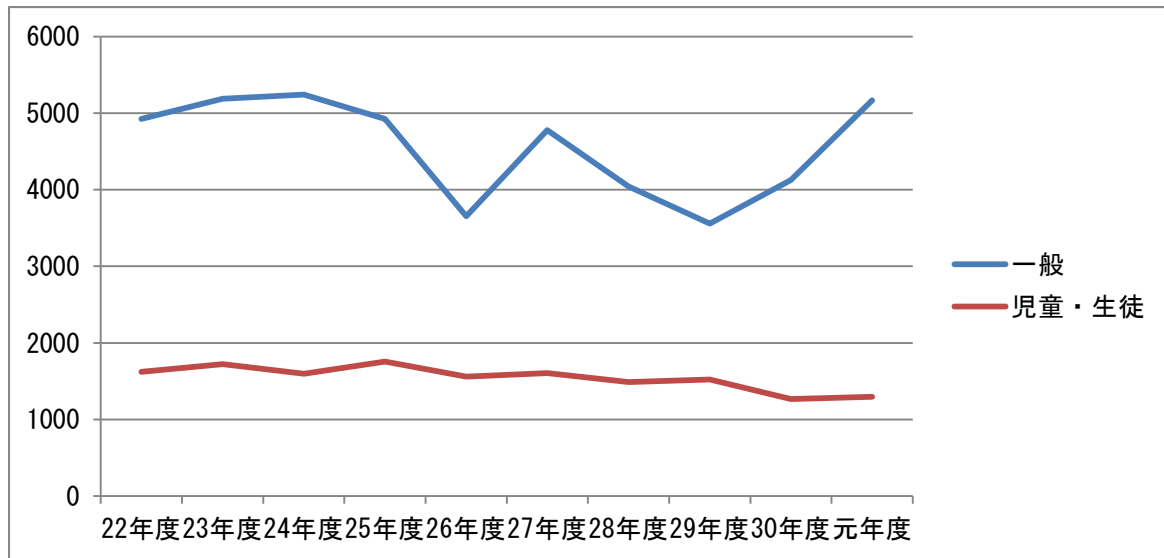
単位：冊

	1年生	2年生	3年生	平均冊数
1カ月の冊数	3.9	3.7	1.8	3.1
内、家庭にて	1.9	2.1	1.0	1.6

※小数点第2位切り捨て

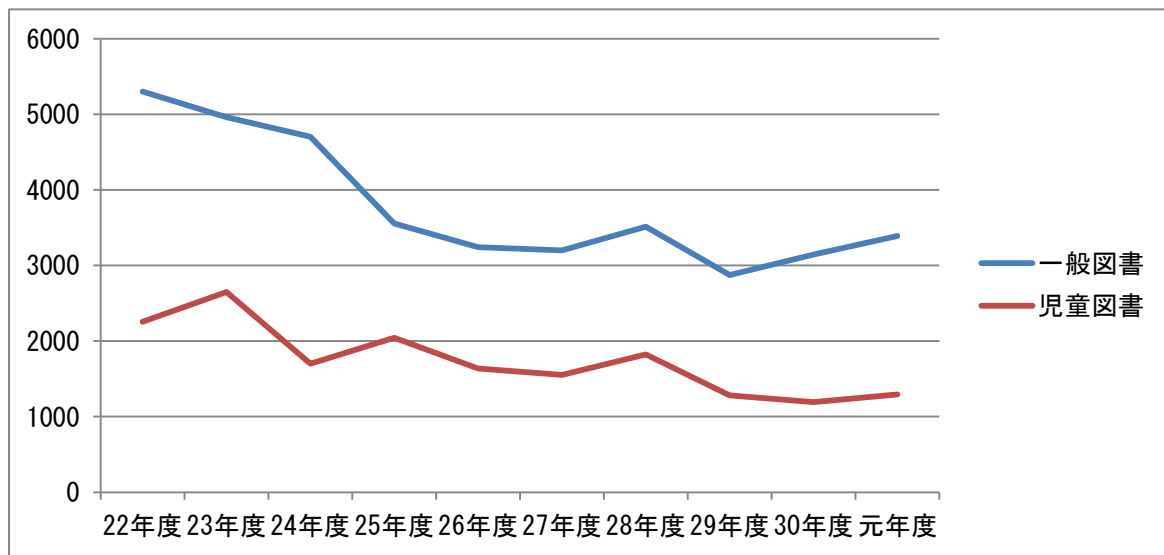
- ②広報しもごう内において、新着図書等を周知する記事を毎月掲載しています。
- ③田沼文蔵記念館では、定期的な新着図書を購入し読書の推進に努めています。入館状況、貸出状況、購入状況等については、次のとおりです。

【田沼文藏記念館における入館状況】



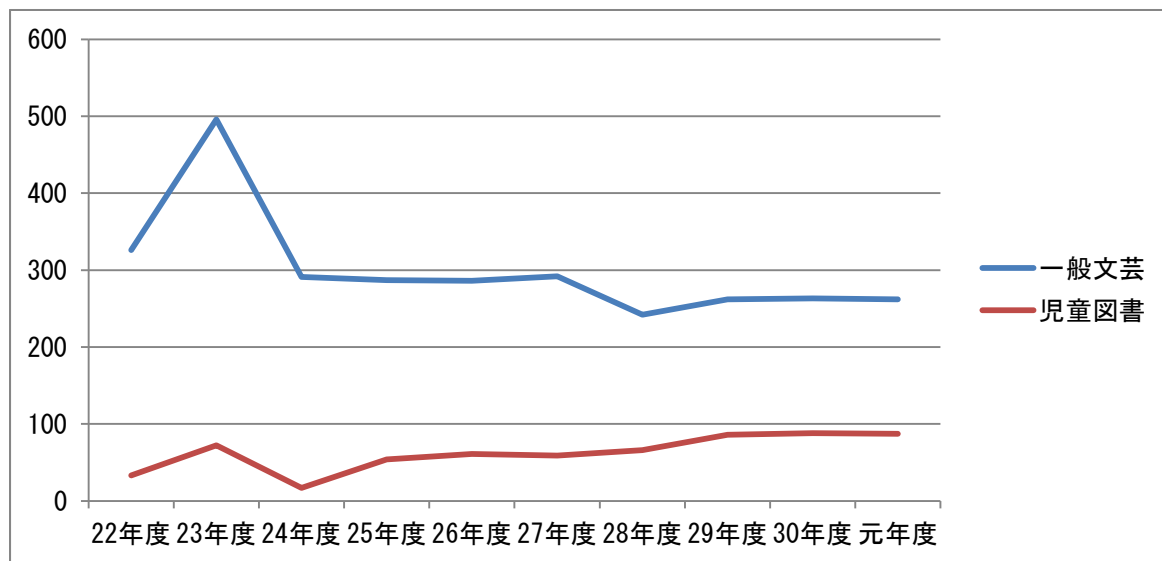
	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
一 般	4, 925	5, 187	5, 244	4, 926	3, 653	4, 778	4, 043	3, 557	4, 128	5, 168
児童・生徒	1, 623	1, 725	1, 597	1, 755	1, 559	1, 606	1, 487	1, 522	1, 268	1, 295
合 計	6, 548	6, 912	6, 841	6, 681	5, 212	6, 384	5, 530	5, 079	5, 396	6, 463

【田沼文藏記念館における貸出状況】



	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
一 般	5, 301	4, 959	4, 701	3, 553	3, 242	3, 198	3, 511	2, 873	3, 144	3, 389
児 童	2, 254	2, 647	1, 700	2, 043	1, 636	1, 551	1, 824	1, 281	1, 194	1, 293
合 計	7, 555	7, 606	6, 401	5, 596	4, 878	4, 749	5, 335	4, 154	4, 338	4, 682

【田沼文蔵記念館における新着図書購入状況】



	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
一 般	326	496	291	287	286	292	242	262	263	262
児 童	33	72	17	54	61	59	66	86	88	87
合 計	359	568	308	341	347	351	308	348	351	349

④あづま号の利用に関しては、実績はありません。今後、ニーズに応じて検討が必要となります。

Ⅱ. 地区公会堂等における読書活動の推進

地区公会堂等は、生涯学習における地域の拠点施設として、町民の学習機会の提供に寄与しています。

田沼文蔵記念館から遠く離れた公会堂等では、休日や祝祭日の利用者を増やし、特に地域の子どもたちの活動の場として充実していきます。

現在、各公会堂等の蔵書は少なく、新刊図書の購入冊数も少ないことから、これらの充実を図っていくことが課題となっています。したがって今後、地区公会堂等の蔵書を整備し、子どもの読書活動を推進することが必要であります。

また、地域の子どもたちを中心とした読書活動を地域のボランティアとともに進めます。

<具体策>

①読書環境を積極的に整備するために、公会堂に配置する図書の計画的な購入を行います。

②各公会堂において、読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランテ

ィアの育成を図るとともに、活動の場を提供します。

<成 果>

- ①公会堂への計画的な図書の購入実績はありません。しかし、令和元年10月に旧公民館等に配置されていた図書の整理に伴い、希望がある行政区等へ図書の寄贈を行いました。その結果、7行政区、5社会福祉団体へ計827冊を寄贈し、読書の活動推進に努めました。
- ②ボランティア養成講座の実績はありませんでした。

(4) 広報・啓発

子どもの読書活動を推進するため、国の子どもの読書週間にちなみ、「下郷子ども読書の日」を制定するなど、意義や重要性について広報・啓発に努めることを掲げてきました。また、町の子どもたちに本を親しむ環境を整備するために、全ての家庭や地区公会堂等に対し、読書の楽しさについて広報・啓発を行います。

さらには、地区公会堂の企画広報や読み聞かせボランティア団体の情報収集と提供に努めるとともに、関係機関に蔵書に関する資料の提供を進めます。

<具体策>

- ①町ホームページでの紹介
- ②広報しもうごうによる紹介
- ③学校図書館だより等による紹介

<成 果>

- ①下郷町町民会議だよりと連携し、子どもの読書活動に関する日程等を周知しています。町民会議だよりは、町ホームページにも掲載しています。
- ②広報しもうごうでは、各月、田沼文蔵記念館の新着図書について掲載し、広く町民に周知しています。
- ③令和2年度現在、学校図書館だよりを発行しているのは、4校ある小・中学校中、1校です。発行する学校を増やし、蔵書に関する提供も含め、保護者への子ども読書活動の推進が必要です。

第2章・・・推進計画の基本方針及び具体的な取り組み

1. 第2次下郷町子ども読書活動推進計画の基本方針

(1) 計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉、感性、情緒、表現力、想像力を豊かにするとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠かせないものです。

特に、全ての活動の基盤にもなる「教養・価値観・感性等」を生涯通じて身に付けていくために極めて重要です。

また、情報化社会の進展は、人々に自分で物事を考えずに断片的な情報を受け取る受け身の姿勢をもたらしやすいと言われています。

「第四次福島県子ども読書活動推進計画」によると、第三次県子ども読書推進計画の策定により、学校、家庭、地域における子どもの読書活動の推進が一層進み、一定の成果をあげることができました。しかし、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では、高校生の読書離れが指摘されています。

町としても、こうした現状の改善には、読書習慣の形成を図る必要があると考えます。そのためには、子どもの発達段階に応じて乳幼児期から切れ目なく子どもが読書に親しむ活動の推進が重要となります。

子どもの自主的な読書を推進するためには、学校、家庭、地域全体で取り組むことが重要です。社会全体で目指す子どもの姿を共有し、それぞれが役割を果たしながら相互に連携していくことが必要です。

本には、言葉を獲得する、創造力を育てる、体験・経験を豊かにする、感受性を豊かにする、信頼感を育てる、生きる力を育てる力があります。そんな魅力を下郷町の子どもたちへ伝わるよう、社会全体で読書活動を推進します。

そこで、「大人の「あなた」を支えるのは子ども時代の「あなた」です」を基本理念に掲げ、第2次下郷町子ども読書活動推進計画では、次の3つを基本方針として、取り組んでいきます。

(2) 基本方針

【基本方針1】子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもたちが読書の楽しさや良さを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場を提供することや読み聞かせ、読書に親しむ機会の拡充が必要となります。そのため、乳幼児から家庭を原点として、学校や地域等において本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、町内保育所、小・中学校において、発達段階に応じた読書活動が推進されるよう目指します。

【基本方針2】子どもの読書環境の整備と充実

子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境整備の推進を図ります。

また、田沼文蔵記念館の機能の充実や学校図書館の整備・充実を進めます。

【基本方針3】子ども読書活動についての理解促進

子どもの読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させることを目指します。そのためには、子ども読書推進のための啓発活動充実を目指します。

また、毎月第3日曜日を「家庭読書の日」として定め、家読（うちどく）の推進を目指します。

（3）計画期間

本計画は、県の「第四次福島県子ども読書活動推進計画」を基本とし、「第6次下郷町総合計画」の内容とも関連させながら、おおむね5年間を計画期間とします。



▲学校図書館ボランティアの読み聞かせを聞く児童ら（檜原小）

第2次下郷町子ども読書活動推進計画体系図

＜基本理念（スローガン）＞

大人の「あなた」を支えるのは
子ども時代の「あなた」です

【基本方針1】 「子どもが読書に親しむ機会の充実」

- (1) 発達段階に応じた読書活動の推進
- (2) 保育所における読書活動の推進
- (3) 小・中学校における読書活動の推進
- (4) 家庭における読書活動の推進
- (5) ボランティア団体等の育成支援

【基本方針2】 「子どもの読書環境の整備と充実」

- (1) 田沼文藏記念館の整備・充実
- (2) 学校図書館の整備・充実

【基本方針3】 「子ども読書活動についての理解促進」

- (1) 読書活動の意義や重要性の普及、啓発
- (2) 子ども読書活動に関する情報の提供
- (3) 家読の推進

＜計画期間＞令和3年3月からおおむね5年間

（４）基本方針の具体策

【基本方針１】 「子どもが読書に親しむ機会の充実」

（１）発達段階に応じた読書活動の推進

読書活動は、心身の発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助け、豊かな情操を育むことにつながります。

生涯にわたり読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。また、学校が上がるにつれ、子どもが読書から遠ざかる傾向にあることも課題となっています。よって、保育所から小学校、小学校から中学校への読書推進活動の取り組みの連携が重要となってきます。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成３０年４月）では、子どもには、それぞれの段階において、次のような特性があるといわれています。

①幼稚園、保育所等の時期（おおむね６歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を繰り返して発したりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに、さまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

②小学生の時期（おおむね６歳から１２歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語いの量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。高学年では、本の選択ができはじめ、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに、読書の幅が広がり始める一方で、この段階で読書に対する興味・関心が停滞したり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合がある。

③中学生の時期（おおむね１２歳から１５歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり、感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

《具体策》

- ①乳幼児期は、楽しむ読書を目指し読み聞かせを基本に、家読など保護者への周知・啓発を推進します。
- ②小学校期は、楽しむ読書から調べる読書へ移行を目指し、一斉読書、読み聞かせ、ブックトークなどを推進します。
- ③中学校期は、調べる読書から考える読書への移行を目指し、小学校期の内容を基本に、ビブリオバトルなどを推進します。

（２）保育所における読書活動の推進

保育所は、子どもが多く時間を共に過ごすことから、読書への興味関心や読書習慣を育てていくうえで、重要な役割を担っています。よって、保育所保育指針に示されているように、絵本や紙芝居などに親しむ活動を実施するよう、その指導の充実を促進することが重要です。

《具体策》

- ①保育活動による、読み聞かせや読書活動の推進をします。
- ②保育所内の図書や図書スペースの充実を図ります。
- ③保護者に対して、乳幼児期における読書の重要性の啓発をします。
- ④保育士を対象とした研修会を開催します。

（３）小・中学校における読書活動の推進

学校においては、学校図書館の計画的な利活用を通じて、児童・生徒の自主的・自発的な読書活動の充実を図ることが示されています。その際、学校図書館には「主体的・対話的で深い学び」の推進を効果的に進める基盤としての役割が求められており、学校図書館や読書活動の位置付けはますます重要なものになっています。

《具体策》

- ①朝読書等の継続と充実を図ることにより、読書時間の確保や読書習慣の定着を促進します。
- ②推薦図書コーナーの設置、児童・生徒相互の図書紹介などによりさまざまな分野の図書にふれる機会を促します。
- ③主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる基盤として、学校図書館の整備・充実を図ります。

- ④新聞は、現実社会の問題を多面的に考察し、公正に判断する力を身に付けることができます。よって、学校図書館へ複数紙の新聞を配置し、その活用を促します。

（４）家庭における読書活動の推進

町のアンケート結果（令和２年度）によると、１カ月の間に１冊以上本を読んだ児童が２００名。生徒が９８名でした。そのうち、家庭で１冊も本を読まなかった児童が３８名、生徒が５２名もおり、中学生は５３％もの生徒が、家庭では本を読んでいないことが分かりました。

就学児前の時期は、本と初めて出会う大切な時期です。また、乳幼児期の読み聞かせは、読書への関心や感性豊かな子どもに育てていくためにもとても重要になります。毎回決まった時間に家族で読書をするなどして、読書習慣の形成や親子の絆を深めます。

《具体策》

- ①町部局と連携・協力して、乳幼児期から読書に親しむための取り組みを促します。（ブックスタート事業等）
- ②子どもの発達段階に応じた読書ブックリスト等を作成し、保護者の参考となるようお知らせします。

（５）ボランティア団体等の育成支援

子どもの読書環境を整備していくためには、子どもたちの身近なところに読書ができる環境を整備していくことが必要になります。

また、子どもたちが一層読書に親しむことができるよう、関係団体や機関との連携による読書環境の充実に努めることが求められています。

《具体策》

- ①関係団体と連携を図りながら、読書ボランティア養成研修やスキルアップ研修、情報交換など、子どもの読書を支えるボランティアの学習機会を提供します。
- ②小中学校と連携し読み聞かせや学校図書館の環境整備を促進します。
- ③ボランティア活動を希望する方への活動の場と機会に関する情報提供を促進します。

【基本方針2】 「子どもの読書環境の整備と充実」

（1）田沼文蔵記念館の整備・充実

子どもの読書活動を支援するため、複合施設である田沼文蔵記念館を有効活用し、図書スペースの整備・充実を促進します。

《具体策》

- ①ニーズにあった児童図書の充実を促進します。
- ②学校図書館と連携し、必要な資料がある場合は相互貸借を促します。

（2）学校図書館の整備・充実

小学校及び中学校の学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動を充実することとされています。

これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、さまざまな学習・指導場面での利活用を通じて、児童・生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

これらを含め学校においては、学校図書館ガイドラインを基に学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

《具体策》

- ①学校図書館図書標準の達成に向けた計画的な整備・充実を促進します。
- ②学校図書館活性化のための人的配置を促進します。
- ③読書ボランティア団体等を活用し、定期的な図書の整備や環境づくりを促進します。

【基本方針3】 「子ども読書活動についての理解促進」

（1）読書活動の意義や重要性の普及、啓発

子どもの読書を推進するために、読書活動の意義や重要性について、広く町民へ周知し、理解と関心を深める必要があります。

また、4月23日に定められている「子ども読書の日」及び、町教育委員会で定めている、毎月第3日曜日の「家庭読書の日」の普及・啓発に努めます。

《具体策》

- ①ホームページ、町広報紙、町関係機関の発行物へ掲載し、周知・徹底を図ります。
- ②毎月第3日曜日を「家庭読書の日」として定め、親子で本にふれ合う機会を啓発します。

(2) 子ども読書活動に関する情報の提供

子ども読書として有効な新着図書の紹介や子ども読書活動推進のための取り組みを、図書だよりや関係機関と連携し周知徹底に努めます。

《具体策》

- ①田沼文蔵記念館の新着図書だよりを発行します。
- ②学校や読書ボランティア等による子ども読書の取り組みに関する情報を収集し、ホームページや機関紙等で広く町民へ周知します。

(3) 家読（うちどく）の推進

家読は、家庭読書の略語で、家族ふれあい読書を意味し、家族みんなで読書をし、家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動です。

家読の推進を啓発し、子どもの読書を通じた家族のコミュニケーションを図り、家族の絆を深めることを推奨します。

《具体策》

- ①家読の意義、実施方法について周知・啓発をし、取り組みの促進をします。
- ②田沼文蔵記念館において、家読貸し出しセットの紹介・貸し出しを行い、家読の取り組みを促進します。
- ③毎年12月を「下郷町親子読書月間」として定め、当期間に親子それぞれが読んだ本の紹介文を学校を通じて提出します。町教育委員会事務局では、その紹介文をまとめたものを各家庭等に配布します。

第3章・・・計画の推進及び数値目標

1. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを実践し、子どもの読書活動をより一層図っていくことが重要です。

町は、町民のニーズや子ども読書活動の進行施策の展開状況を把握しながら計画を推進するとともに、第四次福島県子ども読書活動推進計画や第6次下郷町総合計画との整合性を図りながら、子ども読書推進に掲げた基本方針の各種施策を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、目標値を達成できるように、単年度ごとに本計画の施策や事業評価を行い、適切な進行管理に努め、評価の結果について公表します。

また、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応するため、町民のニーズや計画の進捗状況等の実態把握に努め、見直しを図ります。

第2次下郷町子ども読書活動推進計画数値目標

		現状値 令和2年度	目標値 令和7年度
【基本方針1】 子どもが読書に親しむ機会の充実			
(1) 保育所における読書の推進			
①保育活動における読み聞かせや読書活動の推進		100%	100%
②図書や図書スペースの設置		100%	100%
③保護者に対して、乳幼児における読書の重要性の啓発		50%	100%
④保育士を対象とした研修会		0%	40%
(2) 小・中学校における読書活動の推進			
①1カ月に本を1冊以上読んだ児童・生徒の割合		小学校	
		93.5%	100%
		中学校	
		89.1%	100%
(3) 家庭における読書活動の推進			
①1カ月に読んだ本の内、家庭で1冊以上読んだ割合		小学生	
		82.5%	90%

		中学生	
		52.8%	75%
	(4) ボランティア団体等の育成支援		
	①ボランティア団体がスキルアップ研修等に参加した回数	1回	4回
【基本方針2】 子どもの読書環境の整備と充実			
	(1) 田沼文蔵記念館の整備と充実		
	①田沼文蔵記念館による図書の貸し出し数	4,682冊	5,000冊
	(2) 学校図書館の整備・充実		
	①学校司書等を配置している小・中学校の割合	100%	100%
	②読書ボランティア等を活用した、定期的な図書の整備や環境づくりを実践している小・中学校の割合	75%	100%
【基本方針3】 子ども読書活動について理解促進			
	(1) 読書活動の意義や重要性の普及、啓発		
	①ホームページ、町広報紙、町関係機関の発行物へ掲載し、周知した回数	0回	4回
	(2) 子ども読書活動に関する情報の提供		
	①家読の意義や実施方法について周知・啓発をした回数	1回	4回
	②田沼文蔵記念館における、家読セット貸出件数	0件	20件

<参考文献・資料>

- 第四次福島県子ども読書活動推進計画（令和2年2月 福島県教育委員会）
- 保育所保育指針（平成29年3月 厚生労働省）
- 小学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
- 中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月 文部科学省）
- 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月 文部科学省）
- 令和元年度「読書に関する調査」（令和2年3月 県教育委員会）
- 学校図書館法（平成28年4月 文部科学省）
- これからの学校図書館の整備充実について（報告）（平成28年10月 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議）

用語解説

ア行

家読（うちどく）	「家読（うちどく）」運動は、学校の朝の読書運動の家庭版として２００６年に提唱されました。この運動が提唱された背景には、電子ゲームやインターネット、携帯電話からスマホへと、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化しています。その結果、家族との会話が少なくなった現代の社会問題を読書という方法で和やかな家庭環境をつくり、家族のコミュニケーションを図ることで「家族の絆」を深めることへの提案型読書活動です。
SNS（IⅨ・IⅨ・IⅨ）	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略語で、We b上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスです。

カ行

学校図書館図書整備等 ５か年計画	平成２９年～３３年度の５か年で学校図書館図書標準の達成を目指す計画です。主な内容は、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置拡充を図るものです。
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成５年３月に定めたものである。
学校司書	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。改正法第６条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層を促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めなければならない」と規定された。
学校図書館ガイドライン	学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとっての参考となるよう学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましいあり方を示すガイドラインのことです。
子ども読書の日	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活

	動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。毎年4月23日が指定日となっている。
学校司書のモデルカリキュラム	「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議が報告した「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を踏まえ文部科学省が定めたガイドラインのことです。学校司書養成にあたる大学等へモデルカリキュラムを踏まえた授業科目の開講や履修証明プログラムを示したものです。

サ行

スマートデバイス	スマートフォンやタブレット端末などの総称。明確な定義はありませんが、一般的にはインターネットに接続でき、さまざまなアプリケーションソフトを利用できる携帯型の多機能端末を指します。
----------	---

ハ行

ビブリオバトル	ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」です。ビブリオバトラー（発表者）たちがおすすめの本を持ち合い、1人5分の持ち時間で書評した後、バトラーと観客が一番読みたくなった本「チャンプ本」を決定するものです。
ブックトーク	一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手を紹介することです。多くは、図書館、学校において子どもたちを聞き手の対象としており、図書館司書、学校の司書教諭、民間のボランティアなどにより行われます。紹介者はブックトークーと呼びます。
ブックスタート	市町村等で行われる乳幼児健診の機会に、絵本を赤ちゃんと一緒に開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えるとともに、親子へ絵本の配布等をする取り組みです。

下郷町子ども読書活動推進計画に関する調査の結果

【調査概要】

○令和2年12月の1カ月間における町内児童・生徒の平均読書冊数は以下のとおり前回調査結果より大幅な増加傾向がみられる。

- ・小学生 23.3冊（前回比 13.2冊増）
- ・中学生 3.1冊（前回比 1.5冊増）

○1カ月の読書冊数が「0冊」を答えた児童・生徒の割合は下記のとおり。（今回新規調査）

※小数点第2位以下切り捨て

- ・小学生 6.5％（前回調査無）
- ・中学生 47.2％（前回調査無）

1. 調査の概要

（1）調査の趣旨

子どもの読書活動は、言葉、感性、情緒、表現力、創造力を刺激するとともに、人としてより良く生きる力を育み、人生を味わい深い豊かなものとしていくために欠かせないものです。

町教育委員会においては、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、平成22年7月に「下郷町子ども読書活動計画」を策定し、「第2次下郷町子ども読書活動推進計画」を策定するための評価及び今後の施策へ生かすため、町内児童・生徒、小中学校、保育所へ読書に関する調査を実施した。

（2）調査実施日

○令和3年2月 実施

（3）調査項目

【児童・生徒用】

- 児童・生徒の1カ月の読書冊数（学校及び家庭）
- 読書しない理由（複数回答）
- 読書のきっかけ（複数回答）
- 本を手に入れた方法（複数回答）

【小中学校用】

- 学校司書の配置状況
- 図書だよりの発行状況

【保育所用】

- 図書コーナーの設置について
- 保護者への本の貸し出しについて
- 図書だよりの発行状況

(4) 調査人数及び調査対象について

単位：人

小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
調査人数	34	21	23	50	47	39	214
中学校	1 年生	2 年生	3 年生	合計			
調査人数	33	37	40	110			

○小学校 3 校

○中学校 1 校

○保育所 2 所

2. 1 カ月の平均読書冊数について

○平成 21 年に実施した調査では、小学校全体で 10.1 冊、中学生全体で 1.6 冊であった。当時と比較すると、小学生は 13.2 冊、中学生は 1.5 冊増加した。

単位：冊

小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
平成 21 年	10.2	12.2	9.3	10.4	7.1	11.1	10.1
令和 2 年	64.9	22.2	16.8	13.5	12.4	10.1	23.3
中学校	1 年生	2 年生	3 年生	合計			
平成 21 年	1.7	2.1	1.1	1.6			
令和 2 年	3.9	3.7	1.8	3.1			

○1 カ月の平均音読書冊数は小学 1 年生の 30.55 冊が最高であり、学年が上がるにつれて減少傾向がみられる。また、小学生から中学生に上がると、大幅に減少している。

単位：冊

小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
平均冊数	30.5	22.2	16.8	13.5	13.2	10.1	17.7
中学校	1 年生	2 年生	3 年生	合計			
平均冊数	3.9	3.7	1.8	3.1			

3. 0 冊と回答した児童・生徒について

○0 冊と回答した児童・生徒の割合は、小学生が 6.5%、中学生が 10.9%となり、小学生は県調査の値から見ても、読まない児童の割合が高い。(0 冊と回答した児童・生徒の平均、小学生 1.5%、中学生 17.7%【参考：令和元年度「読書に関する調査」の結果】)

単位：%

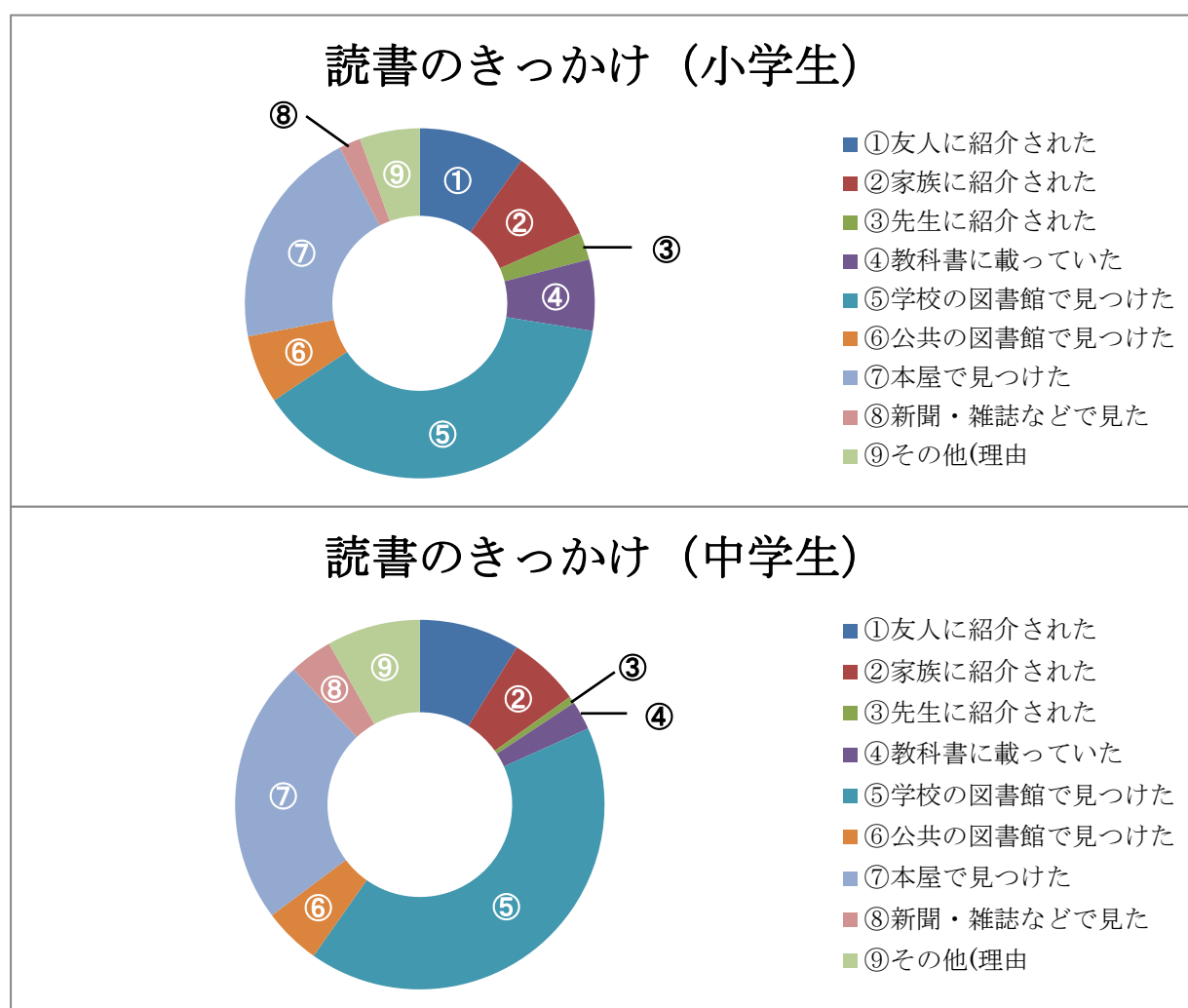
小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
0 冊回答	0	0	0	3.2	1.8	1.4	6.5
中学校	1 年生	2 年生	3 年生	合計	※少数点第 2 位以下切り捨て処理により、合計とは一致しない。		
0 冊回答	0	0.9	10	10.9			

○0冊と回答した児童生徒の主な理由は下記のとおりである。

	読まない理由 1位	読まない理由 2位
小学生	テレビ・ゲームの方が楽しい	雑誌・漫画の方が好き（同率1位）
中学生	勉強・塾・宿題などで忙しい	テレビ・ゲームの方が楽しい

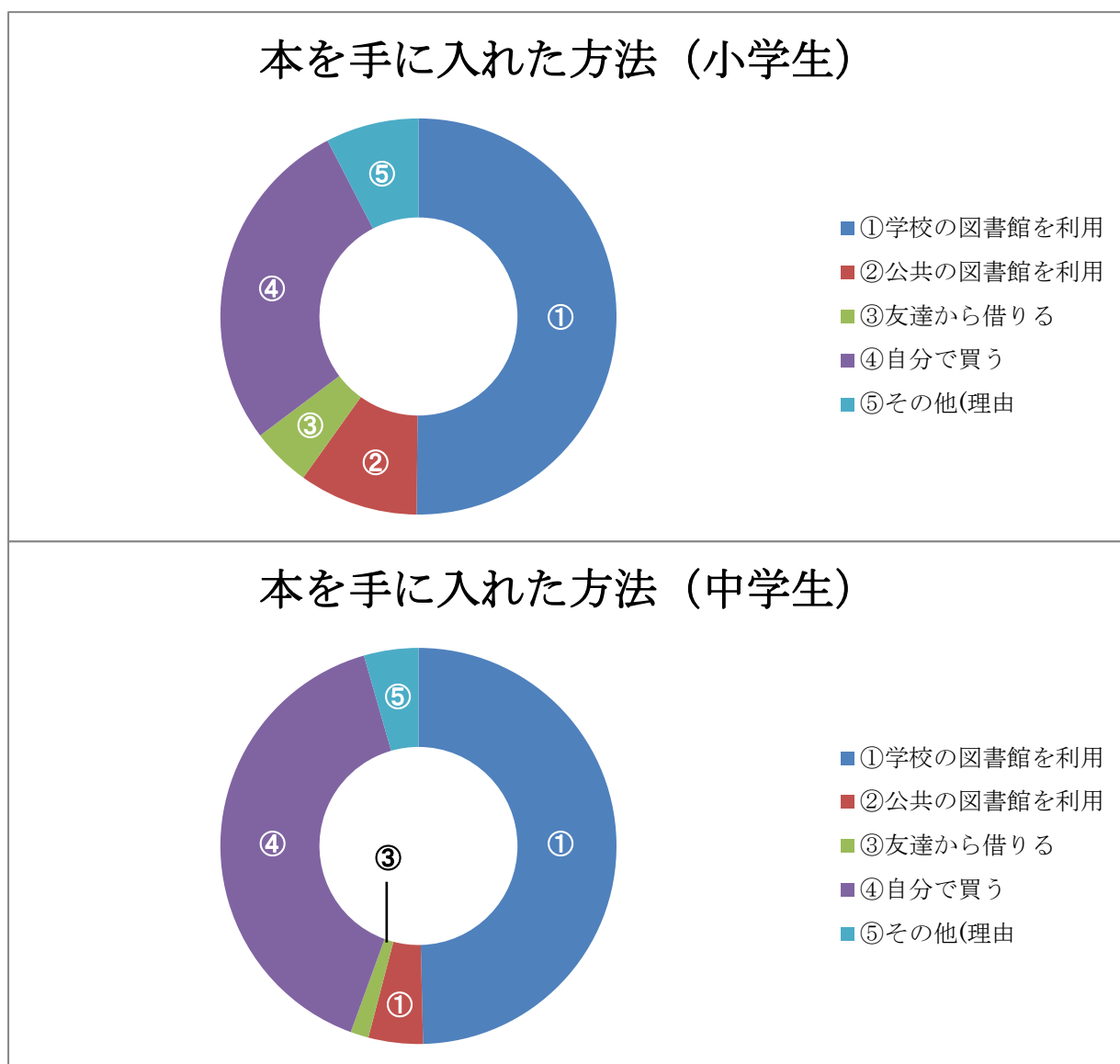
4. 読書のきっかけについて

○小学生、中学生ともに、⑤学校の図書館で見つけたが最も多く、次いで⑦本屋で見つけたが多い結果となった。



5. 本を手に入れた方法について

○小学生、中学生ともに、①学校の図書館を利用が最も多く、次いで④自分で買うが多い結果となった。



6. 学校司書の設置状況【小中学校】

町内小中学校の設置状況は 25%

7. 図書だよりの発行状況【小中学校用】

町内小中学校の発行状況は 25%

8. 図書コーナーの設置状況【保育所】

町内保育所の設置状況は 100%。教室や廊下に本棚やカラーボックスを設置し、園児が本を手に取りやすい環境を作っている。

9. 保護者への本の貸し出しについて【保育所】

両保育所では実施していないが、しもごう保育所内に設置してある「地域子育て支援センター」において保護者への貸し出しを実施している。

10. 図書だよりの発行について【保育所】

保育所では実施していないが、しもごう保育所内に設置してある「地域子育て支援センター」で広報・啓発をしている。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策

についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）抄

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（設置者の任務）

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館（国立学校の学校図書館を除く。）の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

平成26年6月27日法律第93号

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三条中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（事項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務内容が、専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

- ・学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- ・学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- ・校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- ・学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

- ・学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- ・学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- ・学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- ・学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- ・学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- ・学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

- ・校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- ・教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- ・学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- ・司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- ・学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- ・また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- ・また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1. 図書館資料の種類

- ・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

- ・学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- ・選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- ・小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジター図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

2. 図書館資料の選定・提供

- ・学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- ・学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- ・学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3. 図書館資料の整理・配架

- ・学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。

- ・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- ・館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- ・学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4. 図書館資料の廃棄・更新

- ・学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- ・図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- ・廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- ・文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- ・また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改

善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- ・学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- ・評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- ・評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。



～第2次下郷町子ども読書活動推進計画～

下郷町教育委員会

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地

TEL:0241-69-1168 FAX:0241-69-1167